

居宅介護支援事業所 別紙料金表

(令和6年4月版)

居宅介護支援費

1単位 11.4円にて計算

区分・要介護度		基本単位	利用料	
居宅介護支援費 (I)	(i) 介護支援専門員1人当りの利用者数45未満	要介護1・2	1086	12,380円
		要介護3・4・5	1411	16,085円
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合においての、45以上60未満の部分	要介護1・2	544	6,201円
		要介護3・4・5	704	8,025円
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	326	3,716円
		要介護3・4・5	422	4,810円
居宅介護支援費 (II)	(i) 介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満	要介護1・2	1086	12,380円
		要介護3・4・5	1411	16,085円
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	527	6,007円
		要介護3・4・5	683	7,786円
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316	3,602円
		要介護3・4・5	410	4,674円

*看取り期におけるサービス利用前の相談・調整を行った場合、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

【加算】	下記の加算については、当社が厚生労働省の定める加算要件が整った場合に限り必要となります。
初回加算	3,420円/月 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するために、新規に居宅介護支援を行った場合、及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携 加算 I	2,850円/月 利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携 加算 II	2,280円/月 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合(入院・入所中1回を限度)
退院・退所加算 (I)イ	5,130円/回 連携1回
退院・退所加算 (I)ロ	6,840円/回 連携2回以上
退院・退所加算 (II)イ	6,840円/回 連携1回(カンファレンス参加による)
退院・退所加算 (II)ロ	8,550円/回 連携2回(内1回カンファレンス参加)
退院・退所加算 (III)	10,260円/回 連携3回以上(内1回カンファレンス参加)
通院時居宅連携 加算	570円/月 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行った場合(利用者一人につき月に1回を限度)

	4,560円/月
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問して支援を実施し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合
	2,280円/月(1月に2回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に居宅サービス計画に関する調整を行った場合
特定事業所加算	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算 (Ⅰ)	5,916円/月
特定事業所加算 (Ⅱ)	4,799円/月
特定事業所加算 (Ⅲ)	3,682円/月
特定事業所加算 (A)	1,229円/月
	1,425円/月
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合

* 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,280円(200単位)減算、高齢者虐待防止措置未実施に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数が減算となります。